

米穀の商慣習に関する意見交換会（第1回）

議事録

令和2年9月10日
農林水産省政策統括官付農産企画課

開会

○ 佐藤農産企画課長

定刻より少し前ではございますが、はじめさせていただきます。

御出席の皆様におかれましては、ありがとうございます。

開会に際しまして、まず天羽統括官から御挨拶を申し上げたいと思います。

○ 天羽政策統括官

おはようございます。政策統括官の天羽でございます。

米穀の商慣習に関する意見交換会第1回ということで開催させていただくこととなりました。開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今、佐藤課長からもありましたけれども、皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、暑い中、御出席いただきまして、感謝を申し上げます。

また、日頃より、お米に限らずござりますけれども、生産・流通などをめぐります様々な場面で御尽力、御協力、御指導いただきておりますことにつきまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さて、本年7月17日に閣議決定をされております規制改革実施計画におきまして、「農産物検査規格と商慣習の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」という趣旨のことが出たところございます。これを踏まえまして、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を開催することとして、先週9月4日に、第1回の検討会を開催いたしました。検討事項のうち、米の慣習につきましては、関係者の皆様に御参考いただきまして、意見交換を行うことが有意義だと私どもは考えておりまして、今般、この意見交換会を開催することとしたところでございます。

いわゆる「余マス」に限らず、また、お米に限ることではないかもしれませんけれども、生産から流通・販売の現場には様々な慣習などがあることと存じます。

この意見交換会では、まずは「余マス」を皮切りに、こうした商慣習について、いったいどういったことで存在しているのか、どういった経緯があるのか、今日の目で見るとどうなのかなど、日々現場で御尽力いただいている皆様方から、現状、課題、対応案などを伺うとともに、意見交換をしていただき、私どもといたしましては、この意見交換や御議論を踏まえて、一定の整理を行いたいと考えております。

また、検討会にも御報告をして、議論をしていただければと考えている次第でございます。

御出席いただいている皆様方、先生方の忌憚のない御意見・活発な御議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○ 佐藤農産企画課長

マスコミの方もいらっしゃっているかと思いますが、カメラ撮りはここまでとさせていただき、あとはお控えいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それではまず、本日の出席者でございます。時間の関係もございますので、配付資料の出席者名簿をみて御確認いただきたいと思いますが、重ねまして、皆様におかれましては、意見交換会に御出席いただきまして、御協力に心より感謝申し上げたいと思います。

配付資料の確認も念のためさせていただきたいと思います。

お手元に配布資料一覧が配られておりますが、ここに書かれております議事次第から参考2までの各資料につきまして、もしお手元で不足等ございましたら、このあと会議の途中でも結構ですので、事務局にお申し付けいただければと思います。

また、事前に出席者の皆様には御案内をしておりますが、本意見交換会は、公開で行うこととしておりまして、本日は、コロナの関係もございますので、たくさんの方が集まりすぎるのによくないうということで、一部こちらに傍聴の方もいらっしゃいますが、約20名の方がオンラインにて、音声のみではございますが、傍聴されております。そのため、皆様に御発言いただく際には、マイクをお渡ししますが、オンラインの方にも聞きやすいよう、なるべくマスクにマイクを近づけて、比較的大きめの声で、お話いただくよう、御協力のほど、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

まずは、余マスの現状についての説明の前に、今回のこの意見交換会の経緯・趣旨、そして運営の流れ等を簡単に御説明いたします。

先ほど天羽統括官からも挨拶の中で申し上げたとおり、規制改革実施計画において、米穀の商慣習についても総点検をするということとされまして、先週9月4日に「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」というものを開催したところでございます。

その検討会で議論する事項のうち、いわゆる商慣習については、現場の皆様に色々と御意見を伺わなければ、議論をするのは難しいということで、検討会とは別にこの場を持つこととしたところでです。この意見交換会で、最終的にどういう結論で整理ができるかは分かりませんが、何らかの整理がでしたら、検討会に報告をして、そちらで改めて議論をさせていただくという流れになると考えておりますので、御協力のほどよろしくお願ひします。

今回この意見交換会で話すテーマは、商慣習ということですので、農林水産省が何か決める、ということではなくて、まさに皆様に率直な意見をかわしていただく場を提供する立場で我々はおります。皆様には思いのたけを率直に述べていただき、我々は交通整理をさせていただくという立場に徹したいと思っているところです。

今回出席者の皆様に、まず第1回目のお声がけさせていただきましたが、商慣習にダイレクトにかかわっている生産者や卸業者さんなどの取引の当事者の皆様に加えて、「総点検をする」ということですので、客観的な視点で商慣習のあり方について御意見を述べていただける方として、計量法の専門家、弁護士の先生、そして、流通の専門家の皆様にも御参画をいただきました。

米の取引においては、今日ここにいらっしゃる方の御意見が全てではないかと思いますし、他に

も様々な商慣習に関して御意見をお持ちの方もいるかもしれませんので、次回以降、今日御出席の皆様に加えて、他の方をお呼びして話をさせていただきたいと思います。また、この後、最後にも御説明しますが、商慣習というものは実態がどうなっているのかを把握しなければならない部分もありますので、関係者の皆様にアンケートを取るなどということもしていきたいと思っております。

この会は、概ね来年春頃までを想定して、数回程度開催することを想定しておりますが、皆様方の御意見や、アンケート調査の内容等によっては、回数は上下するかと思っており、柔軟に対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

運営についても簡単に申し上げますが、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、基本的にはWeb会議も併用し、オンラインでも公開します。次回以降、御出席いただく場合に、オンラインでの参加ということも可能でございますので、今日は皆様お越し頂いておりまして感謝しておりますが、オンラインと対面とを併用して進めていきたいと思っております。

この意見交換会で使用する資料、皆様との意見交換の内容の議事録は、出席者の皆様の御了解をいただいたうえで、農林水産省のホームページで公表します。御出席者の皆様の企業の経営上の観点から必要がある場合や、会議の運営に支障がある場合には、非公開とすることもございますので、そこは予め御承知おきいただければと思います。

以上、少々長くなりましたが、この意見交換会の趣旨、目的、そして、運営について、御説明させていただきました。

では、早速、議事の1番目、余マスの現状についての説明を資料に沿って行いたいと思います。商慣習の中でも、規制改革実施計画でも具体的に書かれましたが、「皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し」ということでございました。

私も、率直に申し上げて、「余マス」という言葉は何のことか、米の担当となって1年たっておりますが、最初はよくわかりませんでした。

「余マス」や「入れ目」といわれているものについて、見直しをするようにという具体的な記述がございますので、まずは商慣習の中でも、余マスについて、意見交換をいただく場と考えているところでございます。

それでは、資料1について、農産企画課の日笠補佐より御説明いたします。

○ 日笠課長補佐

農産企画課の日笠と申します。よろしくお願ひいたします。

資料中の資料1といたしまして、「余マスの現状について」という資料が入ってございますので、こちらを説明して参りたいと思います。

表紙をめくっていただいて、まず1ページ目の「余マスとは」というところでございますが、余マスとは、米を出荷する際に正味重量を超えて、多めに袋詰めされている米をさしてあります。余

マスの理由としましては、保管中の乾燥による水分量の減少、農産物検査時の抽出などにより内容量が減少することとして、正味重量を下回らないようにするために、慣習的に入れられてきたものであると言われております。

ただし、余マスの量は、農産物検査の規格において定められているものということではなくて、一般的には、集荷業者によって、決められているところでございます。また、全国的に統一された基準があるということではなく、基準は集荷業者ごとにそれぞれ異なっているというような状況です。

例えば、下の例にございますとおり、紙袋で正味重量が30kgとされるものにつきまして、皆掛重量が30.6kg、あるいは、30.5kgで出荷がされているという場合には、それぞれ正味重量の30kgと風袋重量230gを超える分というのが、いわゆる余マスと称される重量になるかと考えられます。また、フレコンの場合も掲載しておりますけれども、例えば、正味重量が1,080kgとされる玄米について、皆掛重量として1,092kgで出荷されている場合や、正味重量が1,020kgとされる玄米について、皆掛重量として、1,030kgや1,033kgで出荷されている場合などがございます。これにつきまして、上の囲みの4点目にございますが、本年4月にありました規制改革推進会議の第9回農林水産ワーキンググループにおきまして、本日の意見交換会にも御参加いただいております山崎さんから、「もっと少なくできるのではないか」というような御意見も出されたところでございます。

次のページでございますが、今申し上げましたとおり、いわゆる余マスの量というのは、集荷業者ごとに決められておりまして、一部の例を掲載しております。

ホームページなどで確認できます広報誌などにあるものをここには掲載しておりますが、①の例ですと、紙袋で正味重量30kgの玄米に対しまして、皆掛重量として30.5kgで出荷するよう指定がされております。また、フレコンの場合には、正味重量とフレコンの重量の合計で出荷するようにと指定がされております。その下の②の例ですと、ここでは適正量目として、皆掛重量30.6kgというのが指定をされております。また、下部には、「量目も品質の一部と考えて下さい」というようなことも書いてございます。右上の③の例では、紙袋・フレコンについて、皆掛重量として、それぞれ、30.5kg以上、1092kg以上という量目に不足しないように、との記載がされております。

右下の④の例では、紙袋の場合の皆掛重量としまして、30.5kgと指定をされております。さらに下線の箇所の下を見ていきますと、「米検査の規格であり、必ずこの重量を確保しなければなりません」ということも書いてございます。ただ、この点について補足しますと、農産物検査規格において皆掛重量として30.5kgを求めているということはございません。また、この資料のさらに下を見てみると、「晴天が続くと玄米水分が低くなり、重量も少なくなることがある」ということですか、「確実に皆掛け重量を30.5kgにするために30.5kg以上にしている」ということも、話として記載されています。

3ページ目ですが、これは、本年4月の規制改革推進会議第9回農林水産ワーキンググループで山崎さんから御提出をいただいた資料の一部をこちらにも掲載させていただいております。「検査の場合に、検体用に玄米を余分に計量包装」しているとのことであり、その場合に、皆掛け重量とし

ては、正味重量と風袋重量の合計よりも多い重量で出荷されているということです。

参考としまして、農産物検査関係法令において定められている重量に関する事項について、4ページ目、5ページ目に整理しております。

まず、1点目ですが、農産物検査における玄米の検査証明については、「種類」（水稻うるち玄米など）、そして、「銘柄」（産地、品種）、品位（水分、異物、被害粒、整粒歩合など）の検査のほか、荷造り・包装・量目についても確認・証明を行っているところでございます。

2点目、農産物検査で行われている検査のうち、量目の検査については、包装されているものについて、包装の種類ごとの規格が定められております。例えば、紙袋の場合は、30kg又は20kg等とされています。その上で、包装ごとの規格（例えば、紙袋で正味重量30kg）に適合するものとして、検査請求があつたものについては、その規格に適合しているかどうか、つまり、正味重量で30kgを下回っていないかということについて確認・証明が行われております。また、それ以外のもの（包装されていないものなど）については、検査請求書に記載された重量があるかどうか、記載の重量を下回っていないか、確認・証明が行われています。

3点目ですが、種類・銘柄・品位についての検査時には、サンプル（試料）の抽出が行われます。紙袋などの包装されているものについては、抽出量に関して特段の規定は設けられておらず、検査に必要な最低限の量が抽出されている状況で、通常であれば25～30g程度が抽出されているところでございます。

また、フレコンなどの包装されていないものについては、検査に必要な最低限の量を抽出するため、「検査荷口の重量の1万分の1以上」の量とする規定が設けられています。ただし、大規模乾燥調製施設においては、フレコン等に詰める前にオートサンプラーにより検査用試料を抽出しているところもあるところです。

4点目ですが、抽出された検査用試料の取扱い、抽出後どうするかについては、登録検査機関の業務規程等において別途定められています。

5ページです。今申し上げたこととも重複する箇所もございますが、関係規定上の数字を改めて整理した資料です。

上段ですが、正味重量について、例えば紙袋の場合には、「30kg又は20kg」などと規定されています。また、風袋重量について、ひもで口を結ぶタイプである第1種紙袋の重量については、「230g±10g」などと規定されています。

中段については、種類・銘柄・品位の検査においては、包装されていないものの検査時の抽出量は、検査荷口の重量の1万分の1以上とされています。また、品位の検査において、1等、2等、3等の各等級とも、水分の最高限度は15%とされております。

下段については、農産物検査法令上の規定ではありませんが、抽出された検査用試料（サンプル）の取扱いについて、実際の登録検査機関の業務規程等の例を掲載しております。AとBの例はいずれも、検査請求者、つまり生産者が、出荷先に無償提供するという例です。

以上でございます。

○ 佐藤農産企画課長

ここからは、早速意見交換とさせていただきます。

今日は8名の御出席者の皆様にお越しいただいております。この余マスについて思うところや、我々の資料に対する質問なども含めて、お一人ずつ御発言をいただきたいと思います。

本日、資料2として、高木先生から資料を御提供いただいておりますので、高木先生には御発言いただく際に合わせて御説明をいただけましたら幸いです。

まずは、当事者、そして生産者として、八木さん、山崎さんに来ていただいておりますので、お二人から口火を切っていただきたいと思いますが、やはり、今回この問題を御提起されたということですので、山崎さんに余マスについて思っていらっしゃることを、率直に、お話しいただければと思います。

山崎さん、お願ひします。

○ 山崎氏

埼玉県の農業法人ヤマザキライスの山崎と申します。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

4月に行われた規制改革推進会議で、検査規格の見直しの意見書のなかで余マスについて、御提案させていただきました。

私は生産現場において、当初、余マスは、法令のなかで定められているものと思っておりましたが、色々と調べてみると、農産物検査規格の中には余マスは一切記載されていないことがわかりました。

法令ではない余マスについては、なくすというのではなく、今回を機に、実需の方、生産者の方とお話ををして、実際どうあるべきなのか、もしくは明確にするべきなのかを、前向きに話し合いをさせていいただければと考えております。

弊社を例に挙げますと、販売先の御からの指示でフレコン1個に対して約7kgを余マスとして入れてくださいと言われております。

地元JAの営農課の検査員にも再確認したところ、地元のJAでは、1,020kgの正味重量に対し、フレコン重量が3kg、最終的な皆掛重量が1,035kgとなり、12kg分の余マスを入れてくださいという指示になっております。そして、これは1kgでも欠けていると検査が不合格ということです。どちらからの指示でしょうかと聞いたところ、全農さんからの指示ということでした。

商慣習であろうと、今回の規制改革会議のなかでも、全国農業法人協会から農業者の所得の確保とより合理的な検査の見直しなども掲げられておりますので、余マスに対して、少しでも何か違った考え方を持てればと考えております。

先日、9月4日の農産物検査規格も検討会の中では、実需の方々から余マスがなくなると困るという意見がありましたが、その点では私も同じ意見ではあります。

その会議のなかで、3者の方のヒアリング後、余マスについて質問をさせていただきました。余

マスがなくなるとなぜ困るか、という点では、新米の時点では約 14.5%から 15%程度の水分の玄米が、年が明けると 13.5%台になっている、と。この 3 者とは、生産者、大きな商社（卸）、そして、全集連の方でしたが、その方たちは、水分が減るので重量が減っていることになるから、その分を多く入れているのだから時間がたってから困る、という話をされました。

私たち生産者のなかでは販売形態がたくさんありますので、半年後の水分値がどうであったとしても、検査を受けた段階での量目が正しいのであれば、それは私たちの責任ではなく、不足量目に対して請求されることではないのかと思います。半年後なのか、1か月後なのか、1年後に販売されるのか、と、いつ販売されるのかわからないという不確定要素があるなかで、弊社では約 5、6 t の玄米が余マスで失われておりますので、その点、皆さんからの意見をいただければと考えております。

色々な意見が出ると思いますが、最終的には、実需と生産者が win-win になるような形で、そのしづ寄せの部分の痛み分けができるような話し合いの結果にできればと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 佐藤農産企画課長

山崎さんに確認をさせていただきたいのですが、今おっしゃった山崎さんが検査を受けている登録検査機関というのは、実際のお取引先相手・販売先でもあるということでしょうか。

○ 山崎氏

はい、そうです。販売先の卸から、検査時に 7 kg 多く余マス入れてください、と言われております。

○ 佐藤農産企画課長

その登録検査機関である卸さんは、なぜ 7 kg が必要か、おっしゃっているのですか。

○ 山崎氏

やはり、年が明けて、3 月・4 月に水分が飛んで、量目を切る場合があるので、という回答です。どなたからも、「検査に必要なので」という回答はありませんでした。

○ 佐藤農産企画課長

その卸さんに対して、「それはおかしいのではないか」と言ったことはありますか。

○ 山崎氏

今年は、話し合いの中で「余マスは法令ではないので今年からは余マスは抜かせてもらいます」と言いましたら、長年のパートナーシップを組んでいる取引先ですので、今年は、「7 kg だったも

のを4kgにしましょう」ということで折り合いがつきました。

○ 佐藤農産企画課長

わかりました。ありがとうございます。

続きまして、八木さん、よろしくお願ひします。

○ 八木氏

愛知県から参りました有限会社鍋八農産の八木と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、今回、このお話をいただいて、改めて余マスというものを考えたときに、先ほど山崎さんがおっしゃったとおり、これまであまりに当たり前すぎて興味を持ったこともなく、仕方ないものと考えておりました。

我々は、フレコンですか、お客様である地主さんのお米を個別間で出すなど、色々な媒体で検査をうけているのですが、正直、自社で生産したものは自社で精米して売っているので、あまり余マスに関しては気にしない状況でした。

近隣の方には、過去に30kg袋で、管内のJAの経済連の検査において、目ギレがあつて検査を受けられない、という事例があったと聞きます。そのときは、仕方ないという判断でしたが、今、改めてこの話を聞いて、「そうだったのか」と思いました。本当に、農産物検査規格に定められている訳ではないということも今回のことで改めて知りました。

今は愛知県内でもコロナの影響で集まることはできませんが、近隣の知合いにも聞きましたところ、お米ばかりではなく、野菜などでもこういうことがあるということを聞きました。最近は、お米も厳しいものですから、年間雇用の観点から野菜も作られている扱い手もいっぱいおりまして、その中で野菜も厳しい状況ですので、米できつかけができる、全てに広がっていけばうれしいというお話をいただきました。

今日も稻刈りをしておりまして、検査もやっていただいておりますけれども、米の品質で目減りすることのほうが多いと、私自身は精米していて感じております。水分で1割以上減るというよりも、例えば、今は検査法の中で検査しますので、1等、2等、3等と打たれたなかで、それを精米するなかでどれくらいの歩留まりになってくるか、ということの方が我々としては深刻な話です。自社で搗精する以上、販売ルートがありますので、仕入れもしておりますが、どちらかというと、余マスよりは、品質が見たいな、と。

等級の要否はまた別の問題ですが、どういう形であれ、ものを見て品質をみたい、そして、ものを見ながら目減りを考えてやっていますので、余マス問題と検査法自体の表し方の自分に対する不利益というものは、そういったところで出てきているのかな、と思います。

正直に申し上げますと、個人的には、自分で生産して、販売もしているので、重量については、余マスなしで、ジャストでいいと思っています。何なら、フレコンの単位が2tでも4tでもできればいいと思っているところでございますが、流通段階の荷物をしまうところでそれはできないと

思いますので、紙袋や今のフレコンになっているのだと思います。そういうことも、改めてまた色々と考えながら、余マスについても意見を出せればと思います。

また余マスに対して、私自身は販売もしている立場として、消費者や価格にどう影響があるのかが大事かと思っています。弊社としては、消費者に届けるための農産物作りだということを重点に置いておりますので、実需もそうですし、最後は消費者が買い求めやすい国産米の仕組み作りが必要だと考えております。

そうでないと、作っていても余っていて、今の状況もそうですけれども、結果的にだぶついてしまって作られない、と。それで、野菜に転換したり、色々なものに転換し始めて、野菜農家に刺激を与えて、「あなたたち（米農家）が野菜もやると私たちの相場が崩れる」と言われてしまうというように、負のバランスが色々な意味で生まれてきているな、と感じております。どの立場であっても、とにかく買っていただけるようないいものを作り、その中の流通、その中の色々なルールというものがいると、私としてはうれしいなと思います。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございます。

今、八木さんから他の品目でも余マスのようなものがある、というお話がありましたが、これについて、今日お配りした資料の参考2の一番後ろに、我々が探し当てたものでわずかではあり、もう少し色々調べたいとは思っておりますが、例を入れております。

例えば、小麦や大豆などに関しても、「十分な入れ目を確保しましょう」という記載があつたり、野菜について、これはある集出荷業者の出荷契約書のキャベツの例を示しておりますが、「量目は（正味重量の）5%の入り目を含むものとする」というような記載で、やはり少し多めに持つてくるという契約をしている例もございます。

八木さん、ありがとうございます。また後ほどお願ひいたします。

続きまして、卸・集荷の立場ということで、本日は3名の方に来ていただいておりますが、先ほど少し言及もありましたので、全農の山本部長から、まずはお願ひしたいと思います。

○ 山本氏

全農の山本でございます。我々は、生産者の方が生産されたお米を、JAを通じて、全農に委託なり、出荷いただいたものを、卸さんを中心に販売させていただいている立場でございます。

今回のテーマである余マスについて、事前に少し調べさせていただきました。我々は、出荷契約という形で、JAや、JAと農家さんが契約するのですが、その中には、「30kgに対して余マスをこれだけいれなければならない」という記載はしておりませんでした。

ただ、米の販売は、基本的には県域である程度完結していくような形になっておりまして、各県は、いわゆる年産ごとに、1年間の集荷方針を定めるなかで、余マスというものの、要は皆掛重量を、例えば、紙袋は30.5kgだと、フレコンであれば何kgだと記載しているということになってお

ります。

これについては、我々も、この会合に臨むまでは、当然ながら商習慣のなかでできあがったものだと認識をしておりました。事前に高木先生のメモを見せてもらいましたが、ここに書かれているとおり、最終的には取引をして引き渡した後に欠けていることが見つかると補填を求められることがある、と。そして、過去におそらく欠減を経験したということを踏まえて、風袋込みで30.5kgがいいのか、30.6kgがいいのか、という結論が形成されて、それをベースに今も動いているのではないかと認識しております。

我々の立場は、生産者団体ということもありますので、この余マスに関して、今回問題提起されておりますように、もし生産者が不利益を被っているのであれば、それは、商習慣ということであっても、是正していく必要があるかと思っております。

皆掛重量については、実は、過去に調査したデータでは、県域ごとに少しずつ異なるという状況になっております。例えば、紙袋の場合30.5kg、あるいは、30.6kgが多くみられるのですが、ほとんどは30.5kgであり、30.6kgのところもあるというような状況です。フレコンについては、もう少しばらつきが多く、そもそも量目にも違いもあるのですが、フレコン容器がだいたい3kgと考えて計算すると、皆掛重量との差である余マスにあたる重量は、6kgから12kgと、産地ごとにばらつきがあるところです。

先ほど申し上げたように、商習慣において決まってきた内容ではありますが、こういった差についても、もし私どもの気づかないところで、生産者の負担を生んでいるのであれば、今回の議論の流れも踏まえて、是正すべきところは是正したいと考えております。

今回ぜひ色々な御意見を聞かせていただきたいです。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございます。

次に、伊藤忠食糧の高崎部長、お願いいたします。

○ 高崎氏

伊藤忠食糧の高崎でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

今回この余マスの意見交換会のお話を頂戴して、色々考えて参りましたが、やはり皆さんおっしゃっているように、今まであまり深く考えたことがなく、余マスは当たり前のように入っているものと考えておりました。

今まで、我々が米卸の立場で、製品をスーパーや量販店に販売しているものについては、やはり、例えば5kgであっても、若干余マスが入っている、というような状況であります。これは、サービスと申しますか、量目不足となると大問題、恥ずかしい、ということもございまして、サービスというものを含めて対応している、というように商慣習の中で考えておりました。

原料玄米の調達をするという立場からは、どうしても異物の問題もあり、必ずしも玄米が100%

入っているわけではなく、その分の代わりではありませんが、それに代わるものとして余マスというものがあるのではないかと考えていたところでございます。

先程来、他の皆様もおっしゃっているとおり、見ておりますと、産地によって状況が違うということもデータからも出ておりまして、余マスの多いところ・少ないところという傾向はある程度データでは出ております。

我々の立場で申し上げますと、製品歩留まりの方が重要と考えております。これは余マスの問題というよりは、乾燥・調整の部分で産地によってどうしても差が出ているということがデータ上も出ております。また、産地間競争と申しますか、サービスの一環にもなっているのではないか、とも思います。

ただ、生産者の皆さんですとか、先ほど全農の山本部長からのお話にもありましたように、必ずしも生産者の皆さんに全てを押しつける、というようなことを思っているわけではありません。ですので、生産から実際の消費者までの間で、皆さんが100%納得するというのは難しいのかもしれません、皆がいいような、納得できるような、何か方針といいますか、そういうことができればいいのではないかと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございます。

スーパーで5kgのお米を買うときに、消費者としては、家に帰って、買ったものを計量する人はあまりいないかとも思いますし、袋の重さもありますが、もし仮に計ったら5kgより何gが多く入っているということになる、ということですね。

必要であればまた御紹介いたしますが、我々も、今回余マスについて取り扱うという中で色々と勉強をさせていただきました。歴史を紐解いてみると、古くは、鎌倉時代の年貢米の輸送中の欠減・減損を補うための口糧・口米と呼ぶものに起源があるという話もございます。

また、高崎部長もおっしゃったように、戦前は、産地間競争で、自分たちのお米の評価を高めたいということで、取引の際に多めに入れる、という、その競争の中で、どんどんどんどん多めに入れる量が多くなって、何とかしろ、という声が起こって、検査につながっていったという歴史もあったようです。

やはり日本にとってのお米の存在の大きさを表しているところもあるかと思いながら見てきたところでございます。

ありがとうございました。

では、千田みづほの千田社長、お願ひいたします。

○ 千田氏

千田みづほの千田でございます。よろしくお願ひいたします。

この余マスの件は、非常にセンシティブで難しい問題だと思っております。

先ほど、伊藤忠食糧の高崎部長もおっしゃっていましたが、我々は、製品でお客様にどう提供するかが一番大事でして、0.5%くらいの余マスは白米でも入れているところです。計量器の誤差もありますけれども、設定としては、0.5%は多めに設定をして、もしお客様が計量されたときに、必ず正味重量として欠減していないということを、しっかりと良心としてお伝えするということが一番重要であると思っております。

逆に、玄米の購入の際には、余マスも含めた歩留まりが非常に大切になっておりまして、これによつてコストが上下するところです。

特に、令和元年産などは、品質の問題もあり、0.5～1%くらい歩留まりが悪かったところです。その分のコスト転換をお客様にはなかなかできない、ということで、我々流通が負担するしかない、というような色々な問題がございました。

そうしたなかで、余マスが多い・少ないというのは、生産者との相対の意識合せだと認識しております。これを何かルールで決めるということになると、それぞれの立場で非常に難しい議論になつてしまふのかと思っております。

私も余マスがどのような状況になっているのか、色々調べてみました。全国的なヒストグラムとして、余マスの量は、30kg換算にすると、300gというのが一番多く、日本全国で11%程度あります。その次に多いのが、320gで10%程度、次に多いのは340gで9.4%、次が280gで9.1%となっておりました。

これはどういうことなのかと思い、色々な方に伺つてみたのですが、お米は年に1度しかとれませんから、生産者から買うときのタイミングで水分の飛び具合など色々な状況・環境が変わる、と。最悪、年明けの7月、8月に買ったときにでも、例えば30kgの場合に、正味重量が30kgから欠減しないようにするために、そのくらい（余マスを）入れなければならない、という考え方もあり、そういう形で販売されている方もいらっしゃる、と。または、農協がそのように指導する、こともありますので、私は、それはそういう考え方として、できればそういう農協とお付き合いをしていきたいと思っております。

我々も、お米が売れないときには、500g増量セールなど、多めに入れてお客様に買っていただくセールなど、色々なことをしております。産地に伺つても、実は元々は30.5kgだったけれども、売れゆきがよくないから、30.6kgにして、余マスを多めにして買ってもらえるようにしたときがある、というような話を聞きました。

今日の議論ではありませんが、商慣習のなかで、売り手と買い手が、その重量のあり方について、しっかりと議論して、お互いが納得いく立場のなかで取引をする、というのが本来あるべき姿であろうと認識をしております。

さらに、昨日、高木先生から今回御提出された法律的な立場からの資料を見て、民法においてもそういった規定があると言うことを初めて知りまして、勉強になったところですが、そういうものも含めて見たときに、法律的にも、やはり表示された重量よりも少ないというのは、売り手に対し

て何らかの責が課せられる、と。多い分には、それは問題ないということですし、法律以前に、商慣習として、重量が表示より多いか少ないかというのは、売り手の良心だと思っております。

我々は、精米で商品をお客様に売るときに、「余マスをこれだけ入れます」、あるいは、「これだけ削ります」といって議論をする必要はないと思っております。

ですから、生産者の方も、例えば、自分で検証して、「うちの米は1年たっても絶対に30kgを欠減しない」、又は、「こういう形で売り先とルールで決めていく」ということであれば、それでまとまる話なのかな、と思っております。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございました。

今まで取引に実際に関わっている皆様にお話をいただきましたので、専門家の皆様からもコメントいただきたいと思います。

今、千田社長のお話にもありましたとおり、商慣習ではあるものの、やはり法律とも関係しているところが余マスにはあるということで、民法や計量法にも密接に関わってくるところでござります。

まずは、高木先生から、資料2の御説明とともに、弁護士の立場からコメントをいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 高木氏

高木賢でございます。

肩書きは弁護士と高崎経済大学の理事長ということでございますけれども、元々は農林省の職員でございます。また、米屋の息子として育っておりますので、余マスという言葉は聞いたことはありましたが、実際にどうなっているかは、あまり存じませんでした。

この余マス問題で議論するという話を伺ったときに、現行法の規定でどういう数量の扱いになっているのかを御理解いただくことが論議の共通の土俵になるのではないかと感じました。そういうことで、法律論としてどうみるのか、その枠組みを考えてみたところです。

色々と文献も見てみましたが、どうもなかなかはつきりしたものはございませんでしたので、今回こちらに書いたものは、本邦初演ということになろうかと思います。そういう意味では、これが100%絶対に正しいということまでは申しませんけれども、枠組みとしては、こういったことになろうかと言える範囲で書いたものです。

売買において、数量というものがどう扱われているかといいますと、種類、品質、数量というものが三大要素としてありますし、ものを引き渡すときに満たされていかなければならない要素であると位置づけられております。

民法におきましては、売買の目的物の数量不足の際には、次のような規定が設けられているということで、大きなものが3点あります。

第562条の買主の追完請求権、これは要するに足りないという場合に、買主は、売り主に対し、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる、と。つまり、足りない部分は入れ直せ、と言うことができるということです。

第563条には代金減額請求権というものがありますが、例えば、「コシヒカリを売ったとき量が足りなかつたが、これは魚沼産のコシヒカリであり、もう在庫がなくて、追完できない」というようなときには、買主は代金の減額を請求できる、というものです。

さらに、それでは足りず、「契約していたお得意様からクレームがきたから、損害を何とかしろと言われた」というときに、買主が損害賠償請求ができる、あるいは、そもそも契約を解除できるというのが第564条にあり、こうした規定が、数量が足りないときの規定として置かれているところでございます。この規定は、実は平成29年に民法改正により設けられ、既に施行されているものでして、最新の民法の考え方はこのようになっていっているというところです。これについては、昔から同趣旨の規定はございまして、従来は、瑕疵担保責任という形で規定をされておりましたが、それがその後、色々な現実の取引実態を踏まえて、改正されてきたということです。

最後に、資料の1の一番下ところでカギ括弧で書いておりますように、引渡しの時に契約所定の数量を満たしている必要がある、という基本原則は、従来から変わっておりません。

今の余マスとの関係についてどのように考えるかということを、資料の2のところで書いておりますが、目的物の数量が満たされていなければならないのは、引渡しの時であるというように、民法は時点を明確にしております。それからさらに半年経って、数量が足りないということがあっても、それは売主から引き渡したときに明確にその数量があればいいということです。従って、発送したときにきちんと数量があったからといって、それではいけないと言うことです。

資料にも書いておりますが、したがいまして、売主が売買の目的物を発出した時から買主への引渡しの時までの流通過程において、何らかの理由で減量する可能性があるときは、引渡し時において必要な数量が確保されているよう、発出時に流通過程で減量が予測される分につき増量しておくことには、取引の安定や後日の紛争予防を期する上でも合理性がある、と。これは民法の規定とも整合性があるというように考えます。

また、これがAさんとBさんの間という個別対応といったところでもそうですが、米のように物品が全国流通するという場合には、一人の人、例えばAさんが、BさんからもCさんからもDさんからも購入するということが行われますし、Xさんという人が、Aさん、Bさん、Cさんに売る、ということもあります。こういったように、物品の売買が広範囲にわたって多数の者によって行われる場合には、取引の安定の観点から見て、普通であればAさんとBさんとの相対の話ということになりますけれども、個々の取引における個別的取扱いに任せずに、その物品に関わる業界のルール、これには暗黙のものも含まれますが、その多くに入る量や割合を定式化しておくことも、取引においてはある程度合理性があると考えられます。

ただ、その減量の予測として、いかなる量や割合が適切かは、慣行の成立にはそれなりの理由があつたので、こうした慣行が成立したと考えられますので、慣行は踏まえつつも、現在における物品

の流通実態や取引当事者の意識などを総合的に考慮して判定していく必要があるのではないかと整理しました。

「判定していく必要がある」と最後に書きましたが、今申し上げましたことは、いわゆる裁判になつて争われた時に、どういう基準で裁かれるかという視点で書いております。

これまでの皆さんのお話を伺つていて、1つ大きな分野が抜けているかと感じたのですが、それは、契約は基本的に自由であるという、契約自由の原則があるということです。

これまで御説明したように民法が規定しておりますが、当事者間ではつきりとした合意で、「出すときに10kg あればいいじゃないか。あとで量が不足するということがあっても、その分値段を勘案していますよ。」という形で仮に契約が結ばれたとしても、それはそれで有効である、と。民法の規定は、あくまでも「10kg 売ります」としか言わなかつた場合にどうなるのか、ということであつて、実際に行われるかどうかはさておき、特約において、目減りの責任を買主が負うこととしても、これは契約自由の原則の範囲である、ということとなります。

ということで、これまで7kg であったけれども、4kg で合意したということであれば、それはそれで有効であると考えます。

以上です。

○ 佐藤農産企画課長

大変わかりやすい考え方の御説明ありがとうございます。

それでは、我々農林水産省としては、正直に申し上げますと普段あまり馴染みのない、計量法というものも、やはり量目を計るという点では密接に関係しておりますので、計量法の専門家である東京大学名誉教授の高増先生にも、計量法の観点から、今までのお話を聞いてのコメントをいただければと思います。

○ 高増氏

高増でございます。

ただ今、御説明にあつたように計量法の経済産業省の審議会の担当や、研究としても計測の研究をしております。ただ、どちらかというと長さとかの専門で、農業に関しては全く無知なので場違ひの話となるかもしれません、よろしくお願いします。

最初に気になったのは、「重量」と言っていますが、今は正しくは「質量」です。そこはどこかの時点で、100 年後でも良いのですが、直してもらえたらいいかなと思います。昨年、質量の定義が変わったことがありまして、現代社会とは関係ないのですけども、「重量は月へいたら 6 分の 1 になってしまいますよ」ということで質量になりました。

それから、余マスという言葉で思い出したのは、単位などがきちんと決まったのは 18 世紀のフランスですけれども、その頃、フランスは重さとか長さの単位が 800 種類ほどありまして、「枠 1 杯の穀物」というと、枠にきちんと詰める時もあるし、山盛りにする時もあるし、コンコンコンとやつ

て詰める時もあったのです。そういうのは、全部別々のやり方でも1つの「枠」と呼ばれています。

そういう非科学的なことをやめましょうというのが、SI単位系につながります。身内でやるなら何でもいいのですが、グローバリゼーションでやろうと思ったら、そういうやり方ではとても通用しません。

今日、お話を聞いていて、質量を量るということに関してはやはり量り方を決めて正しく量るのが基本的な立場だと思います。

ちょっと気になったのは、使用する秤の精度とか、その秤の検定というのは、きちんと詰めておかないといけません。例えば、JISの秤の精度では、最小単位の2倍から3倍ぐらいの誤差が許容されています。そうすると、100gの最小単位の秤で量ったら、その秤は200gから300gの誤差を持っているわけですから、30kgといつても29.7kgかもしれないし、30.3kgかもしれないということになります。

それから、検査で合否をどう扱うかは世界的に色々議論がありますが、今の考え方は、検査で決めているやり方に従って行い、出た数字に対して検査が持っている不確かな要因によるばらつきを加味して合格・不合格を決めています。ですから、検査の仕方がきちんと決まつていれば、それで合格・不合格を決めることになります。

ただ、使う秤の精度の問題とか、量るお米の水分量の問題とか、測定する時の温度の問題とかでばらつくとしたら、それらを加味しなければいけません。基本的には質量を量っているのですから、その結果がとても大事だと思っています。

以上です。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございます。

「正味重量」ではなく、「正味質量」と言わなければいけないのですね。

また、「皆掛」という言葉も、「みながけ」か「かいがけ」のどちらが正しいかというのがありますが、「重量」ではなく「質量」と我々も用語を変えていかなければいけないということだと思います。ありがとうございました。

最後になって恐縮ですけれども、今回、流通に詳しい折笠さんにも来ていただきました。

余マスのことと、あと物流関係にも詳しいということで、よろしければ商慣習について他にも議論したいということがあれば、提起していただければと思います。

○ 折笠氏

ありがとうございます。

私も米農家の孫なのですが、余マスという言葉は今回知りまして、良い課題提起だと思いました。

ただ、全ての世の中の商品は、例えば、ビールは350mlで売っていますが、350ml以上入ってい

ます。表示している以上、それ以上入れるというのは食品に限らず、特にスーパーで売っているものはほぼ全て、規定重量よりも多く入っているのが実情といいますか、重量を割ることは許されないのです。

そうした時に、米について、細かいというか非常に深い部分を知らないで申し上げるのですが、価格転嫁してしまえばいいのではないかというのが、正直な意見です。

先ほど、千田さんがおっしゃったのですが、それを流通さんが被っている現状というのがあって、商慣習として生産者と卸さんの間の余マスの話だけをしていると、結局、今までの余マス分の負担は誰が被るのか、という話にしかならないと思います。これは、消費者や実需の使う人たちに価格転嫁できる仕組みをしっかりと作らないと根本的な解決にはならないと思います。余マス分を入れて出すのであれば、余マス分を価格転嫁して生産者が出して、流通さんも価格転嫁できるような仕組みを業界全体で作らないと本質的な課題解決にはならないのかなと思います。

もしもそれが難しいのであれば、自由な取引というお話を高木先生がおっしゃっていたように、歩留まりの話もありましたが、生産者によってレベルは違うと思います。

玄米を買いつけてみたら同じ1tだけれども、すごい異物が入っている、精米してみたらくず米が多い、というような人と、「この生産者はしっかり出す」という人だったら、契約の中で、「あなたは1tだったら1tで良いです。でも、あなたはこの前、異物がこれだけ入っていたので、余マスをこれだけつけてください。」と、卸さんも大変だと思いますが、個別にやっていっても良いのかなと思います。例えば、農協さん単位だったり、大きい生産者単位です。

鎌倉時代は個人が年貢を納めていたと思うますが、今は生産者も大規模法人化していますし、農協も合併などがあって結構大きくなっていますので、そういったB to Bの取引の時は個別の交渉がありだと思います。

そういう意味で、今回4kgにしてもらいましたという山崎さんのお話は当然で、「レベルが高い生産者ほど余マスは少なくていいです」「レベルが低くて歩留まりの悪い生産者は余マスたくさんつけないと売れませんよ」というのは正しいです。技術的な部分で、生産者として頑張る要素もそこに出ますので、その部分は考えてみても良いのかなと思います。

ただ、根本的に、価格転嫁をちゃんとできるように、30kgの取引価格なのに余マス分をサービスさせられているということがおかしいです。

サービスをするからおかしなことになっているので、余マス分の価格がちゃんと取れるような流通構造で、特に消費者が最後払うべきだというのが、個人的には言いたいことです。

スタバの400円のコーヒーは飲んでいるのに、1回の食事の米に100円も払えないのはおかしいと昔から思っています。そう考えると、最後は価格として受益者に負担してもらうということが、目指す1つの方向性かなと思います。

直近でやることとしては、個別にちゃんと交渉して、生産者のレベルとか産地のレベルにあわせて調整できるのではないかなと思います。

最後、感想として、高木先生がおっしゃっていた部分で、今の数量を守るというのは当然ですけ

ども、保管中に水分が減って数量を割ってしまうというのは、納品後の先の数量の減少まで保証するからおかしなことになっているというところなので、今の議論のなかで今の数量を守る議論と、将来の数量減少の部分を誰が保証するのか、という部分を分けて考えないといけないと思います。

例えば、販売時期によってはもちろん数量は減らないということはあると思いますので、個別の取引のなかに考慮されればいいのではないかというのが余マスに関する意見でございます。

他の商慣習でいきますと、30kg の紙袋です。

うちの祖父の家でも 30kg の紙袋で山のように積んであつたりします。農協さんの現場などにも行きますけども、高齢化が進んでいる現場で皆さん辛そうに持っています。あれは、別に 30kg でなくとも良いと思います。

今、ヤマト運輸さんは、30kg は運ばないです。お米を生産者が直接ネットで販売した時には、結局 20kg とか 10kg で販売しています。

昔、精米販売をしているネットの米屋さんとかお米マイスターさんにヒアリングをしましたが、30kg はヤマト運輸が運んでくれないから、人気商品は 10kg を 3 袋や、5kg を 3 袋、あるいは、精米したてが美味しいというのをお米好きな人は分かっているので、少量多頻度で注文してくれるというケースが多いそうです。

実際の食べる側の現場も、そのようになっています。昔ほど世帯人数も多くなく、食べる量もそこまで大きくなきことを考えると、この紙袋も、本当に 30kg でいいのかというところです。

あと、フレコンについても、2 t や 3 t でも良いのではないかと話がありますが、物流を考えれば、基本はフレコンで動かしますから、その単位はどうするのかというところも、業界でちょうど考えていくタイミングかなと思います。

昨年、農産物の物流をどうにかしようと、九州で実証実験をしました。そこに来ていた運送会社さんと話をしたところ、この前 30kg の米袋の 10 t トラックへの積み下ろしを全部一人でやらされて、運んだドライバーさんが「自分は二度と米は運ばない」ということを言っていました。

そういう現場も見ますと、本当に 30kg でいいのかというのは、業界の商慣習として考えるべきポイントに来ているのかなと思います。

日本人にとって米というのは、昔から続いている部分ですけど、令和の時代で、余マスもそうですが、米の重量の話もそうですし、検査も今までの常識の枠組みを外して、どうしたら効率化できるのかというのを考えるタイミングなのかもしれません。規制改革と言う意味では。

最後一言だけ、検査についても、昔から検査するのが当然ということで、法律でも決まっていますけども、今の時代では、生産者によっては、圃場単位で生産履歴を付け、農薬の使用履歴も取って、「このフレコンパックはこの田んぼから穫れました」という履歴をつけられる方もいらっしゃいます。そういう方に関しては、例えば、何百 g かを提出して、検査記録をつければ他の検査全部免除する、などとやってもいいのではないかと思います。

みんながそれをやりたいから、ちゃんと記録をつけて出すようになる世界を考えると、その方がより安全性が担保されると思います。GAP などを含めて進んでいる今では、検査の目的は、安全性

の担保ができればいいということなのであれば、目的を達成するために、新しい取り組みとかを考えることできるのかなと思います。

長くなりましたが、以上です。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございました。

最後の検査そのものに対する御意見は、この会というより検討会でも議論されていくと思いますが、その前に御提起いただいた30kgの紙袋の問題は、次回以降、よろしければ考えていきたいと思います。

余マスの部分についても、御指摘をいただきましたが、5kg2,000円だとお茶碗1杯にすれば30円のお米と、400円のコーヒーと、それを並べてどう思うかというのは、私自身も、個人的には思うところがございます。

今まで8人の方にそれぞれのお立場で大変貴重な御意見をいただきました。

整理しますと、1つはもともと山崎さんが誤解されていたとおり、検査のために余マスが必要ということではないのですが、検査のために必要だと思っている農家さんも多いのかと思われます。

本日の我々の資料1にも出しましたJAさんの規定ぶりを見ても、検査機関かつ集荷団体であるJAさんなり、卸さんでも、米検査の規格としての皆掛重量はそういった重量だと、検査のためだと誤解している節もあるので、まずは業界全体として、余マスが検査のために必要というものではないという認識を広めていくことが課題だというのが論点の1つかと思います。

もう1つは、折笠さんにまとめていただいたところもありましたが、余マスの負担・コストを誰がどういった形で負担すべきなのかということです。

千田社長がおっしゃったとおり、ルールにするということではないかと思いますが、その負担を明確化するために、例えば、取引当事者がどういうことを頭に置いて考えるべきかというガイドライン的なものでしょうか、余マスに係る話し合いをするときは、「こういうことに注意しながら話しましょう」といったことを啓発するのかなと、皆様のお話を聞いていて、私はそのように思っておりました。

全員のお話を聞いた上で、2回目の御発言したい方はいらっしゃいますか。

または、役所側に聞きたいことはありますでしょうか。

○ 山崎氏

先生方のいろいろな視点からの御意見で大変勉強になります。

そもそも余マスについては私も反対ではございません。事務局への質問になります。

我々は、お米の水分は14%～15%で検査をするために調整しています。それが、半年後には大体13.5%ぐらいで水分が安定するのであれば、そもそも、13.5%で水分調整したほうがいいのではないかでしょうか。

乱暴な意見となってしまいますが、食味と保存の関係がありますので検査の水分は14%～15%だと思いますが、水分を13.5%にしていれば、半年後でも量目は減らないのではないかと思います。大体1%飛ぶので1%余分に入れている、というのが現状のところなのでしょうか。14～15%という水分設定は何を根拠になされているのでしょうか。

私自身は15%の水分量のお米は美味しいなといつも食べているのですが、2月、3月、6月頃には、13.5%とか13.7%になっています。水分が減るのが分かっているのにも関わらず、そういう設定になっているのです。

現在は一般的に低温倉庫がありますので、安定した14%台の水分値となっております。

もう一点は、こちらに30kgの検査用紙袋を持ってきましたが、これは、地元JAの検査袋です。

この印刷されている検査袋の検査証明書の中に皆掛重量 30.5kg と印刷されております。内容量は正味重量 30kg と表記、その下に皆掛重量として 30.5kg と指定されているので、生産者は総重量として 30.5kg にしなければなりません。

検査証明書の中に記載があるからこそ、極端な言い方となります。強制的に 30.5kg にしないと検査を受けられません。「正味重量は 30kg あります。でも、それプラス余分に 270g 入れてありますよ。」ということは一切書かれておりません。

検査証明書の中に皆掛重量の表記が必要なのかなと、この皆掛重量という言葉がとても分かりにくいので見直しが必要かと思いました。

ありがとうございます。

○ 上原米麦流通加工対策室長

ありがとうございます。山崎さんから2つの御質問をいただきました。

まず、水分量の15%ということころですが、これは、農産物検査を行うときに水分15%以下ということが定められているということです。検査を受けた後に、乾燥していくことであれば、乾燥した後の水分で設定すべきではないかという観点での御質問でよろしいでしょうか。

この15%という数値ですけれども、私も不勉強ではございますが、やはり先ほどおっしゃったような、検討会でも申し上げたのですが、食味を維持するためには15%が適切な水分だと言われているからではないかと考えております。このあたり、もし詳しい方がいらっしゃればお伺いしたいと思います。

そういうことから、乾燥しすぎると胴割れなども発生して参りますので、収穫した後に乾燥させすぎるといけない。また、水分が高すぎると、その後のお米の保存の観点からも、カビなどが発生しやすくなってしまうということだと思いますので、この両面を見て、15%という数字が設定されているのではないかと考えております。

2点目の御質問は、皆掛重量についてでございます。

農産物検査の紙袋の場合、正味重量と皆掛重量を証明することになっております。正味重量は、

30kg の紙袋であれば、30kg ということですし、20kg の紙袋もございますので、その場合は 20kg ということになりますけども、それに加えて皆掛重量を国から何 kg と定めているものではないということです。

先ほどのお見せいただいた袋の場合は、その地域で 30.5kg という数字を皆掛重量として決められているのかなという気はいたしますけども、国が決めている数字ではないということです。

○ 佐藤農産企画課長

(皆掛重量を) 国が決めていないということは、山崎さんも御存じなのかとも思いますが、本来、我々の検査規格の皆掛重量というのは、「正味重量+風袋重量」なのに、それ以外のものが入っている数字を最初から皆掛重量として袋に書いているので、ということですよね。

確かに、国が決めて 30.5kg と書かせているわけではないので、その袋を作っているところが、皆掛重量のある意味本来の定義とは違う形で使ってしまっているということなのかなと思います。

○ 山崎氏

法令で定めたものではないということは、重々理解はしております。ただ、検査の時に、皆掛重量が不足して 30.45kg では検査が不合格になったことがあります。

それは、裏を返せば、皆掛重量と余マスには間接的に強制力があって、「必ず 30.5kg 入ってないといけないですよ」ということとなります。この表示が昭和 28 年から続いているものですので、正味重量と皆掛重量の表記を見直せば余マスについては、臨機応変的になると思います。

○ 千田氏

考え方としては、山崎さんがおっしゃるとおりではあると思います。

私どもも新潟支店の工場に検査員何人かを抱えて、まさに今検査の真っ最中というところですが、検査員がどう指導されているかというと、「配られた袋に 30.5kg と書かれてあるから、それを割つては、検査は成り立たないよ」と。

ですから、例えば、持ち込む袋の袋数によって、計る袋数が決まっていますよね。これは格付にしても重量にしても。それで検査をして、もし欠減があつたら生産者に「足りないから、これもうちょっと入れてください」と言わざるをえないというのが現状です。

ですから、例えば、袋にそのとき計った重量をその場で書くという形にすれば、それは解消されるかもしれないが、おそらくそれは現実的ではないのです。

そうすると、その地域の商慣習、例えば、千葉では 30.6kg が多いのですが、地域の商慣習としてどうしていくのかを、地域の方々で議論をして、それで決めていく、農協も含めてかもしれません。それが買い手にとっても現実的であり、納得ができる内容であれば、その辺りを改めて決めていくということが現実的なのかと思います。

県や地域によって、かなりばらつきがあります。500g 入れているところもありますし、私の調べ

た限りでは、500g以上というところが3%ほどあります。その地域が、買って欲しいから入れていいのかどうかは分かりませんが、色々地域性はあると思いますので、その辺は、強制するとかどうするということではなく、議論しながら決めていくのが一番現実的なかなと思います。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございます。

袋のあり方は、我々事務局でも引き取って次回までに考えてみたいと思います。

○ 山崎氏

一般的な消費者に対する食品表示法と、農産物検査の中での皆掛重量の表示は、合っているものなのでしょうか。正味重量と皆掛重量の二段表示の仕方は、一般的な食品表示法とは違いがあると思います。

皆掛重量という表示は、どこの分野でも使われているものなのでしょうか。

この表示について、食品表示法との違いなどを、教えていただければと思います。

○ 上原米麦流通加工対策室長

ありがとうございます。

まず、御質問のところで、食品表示法の話がございました。食品表示法は消費者の観点でございますので、今回の農産物検査の玄米流通の観点からしますと、卸に精米の原料としての玄米が取引されるということで、食品表示法とは異なる観点であると思います。

その上で、皆掛重量が必要か否かは大変興味深いところでございますし、また検討会のほうでも皆掛重量について、この意見交換会の議論を参考にしながら取り上げますが、規制改革実施計画でも記載されている項目でございますので、重要な項目だと認識をしております。

正味重量と皆掛重量でいいますと、紙袋は皆掛重量が設定されておりますが、例えば、フレコンの場合は皆掛重量が書いていないということになります。紙袋について、正味重量だけにするのか、やはり皆掛重量まで必要なのかということころは、米流通の取引をされている皆様の考え方含めて、意見交換をする重要なテーマではないかと思っております。

○ 佐藤農産企画課長

農協はどうでしょうか。

山崎さんや八木さんのような大きな生産者の方ではなくて、沢山の組合員から集荷をする農協の場合は、手続き関係の部分を含めて、皆が30kgちょうどを持ってくると、なかなか不都合が生じたりするのかなと想像するのですが、山本さん何かコメントありますでしょうか。

○ 山本氏

非常に難しい問題ですけれども、お米は年1作で、高木先生が言ったとおり、将来的に引き渡す時に重量が欠けていないことを考えると、当然、秋に収穫してすぐに引き渡すものだけでなく、1年後に引き渡すものも想定した上で、何らかの重量を入れておかなければならぬということであれば、今のそれぞれの各県域で設定されている皆掛重量が過去の商慣習の中で生まれてきたものということであれば、それは極めて尊重せざるを得ないということではあります。

ただ、産地ごとのばらつきが、本当にそういうものだけなのかどうかという検証は必要なかもしません。その上で、全国的に統一するのが良いのかどうか、各県ごとに形成されてきた今の商慣習を尊重するべきなのかという議論が必要です。

私どもといたしましては、色々な生産者からのお米を扱いながら卸売業者に販売する時に、先ほど来、議論されておりますとおり、生産者ごとに色々と作り方、品質が違っているものをそれごとに分けて対応するのは、非現実的だと認識しています。ただ、最悪のことだけを考えて設定するのがいいのかどうか、最悪を見据えて今のものがあるのであれば、色々な考え方を聞いたうえで設定する必要があるのかなと思ったところであります。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございました。

追加でありましたらお願ひします。

高増さんお願ひいたします。

○ 高増氏

本当に商習慣のことは全く知らないのですが、単純にやはり、正味質量は正味質量でちゃんとしめた値があるべきで、それを誤魔化して余計なものにするというのは現代的ではないと思います。

先ほど、折笠さんの話にあったように、30.2kgあるのであれば、「1kgあたりいくらだから、30.2kg分はいくら」というのができないというのはよく分からぬところです。

水分量の問題は、品質の問題ですが、品質が変われば値段は変わりますので、そういう細かいことをやるのは大変かもしれません、今はやろうと思えばできてしまうかと思います。素人の意見ではございますが。

○ 佐藤農産企画課長

今の高増先生のお話に何かありませんか。

八木さんお願ひします。

○ 八木氏

確かに、何g、数gであっても、最終的には10kg単位とか5kg単位になってくるので、そうしていただけるなら一番ありがたいと思います。

改めて、農業をずっとやってきた中で、作ることはできますが、売り方が分からぬのでお任せしているところで、結局、見ているエンドユーザーが卸業者さんやJAさんで止まってしまって、その先を知らないから、なぜこういうことになっているとか、歴史の古い余マスの話を何回も頭で考えながら、やはり知識が浅かったな、と。

お互いのことを感じながらやっていく、というのが1つの商法かもしれませんし、自分だけ有利販売で沢山ものをいれて、30.5kg だか 30.8kg にするというのも、売り方の1つなのだな、というところです。

話を聞いていて、お金に換算するという話でいえば、グラム単位まで落としてグラム単位で商売できれば、1番誰もが納得できるのではないかと改めて思ったところと、やはり、毎年作柄が違うので、そういうた話で余マス部分の値段について、交渉なのか話し合いなのか、取引先と少しでも話ができればいいのかなと感じました。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございます。

お米の難しいところは、仮に正味重量が 30kg の玄米であったとして、検査で正味重量が 30kg と証明されたとしても、それが搗精され、精米になっていく過程では、重さも変わってくるし、山崎さんと八木さんが同じ 30kg の玄米を出したとしても、お二人のお米の質の部分で 30kg の位置づけが変わっててしまう、という難しさもあるのかな、と聞いていて思いました。

事務局の方で、上原室長お願いします。

○ 上原米麦流通加工対策室長

補足を申し上げます。

品質の歩留まりの話とお米の袋に入っている重量についての話がありました。

農産物検査において、お米の袋に入っている重量を、量目検査をしていますが、歩留まり、つまり玄米を精米した際にどれだけ目減りしていくかということを、重量とは別に1等、2等と等級で決めています。精米したときにどれだけ歩留まりがあるのかという目安として品位検査を行っており、そこは別ものです。

それぞれ、袋に入っている重さは量目の検査があり、米の品質、歩留まりの程度というのは品位の規格で検査をしているということです。

○ 佐藤農産企画課長

取引の当事者が、どこを見ているかと言うことだと思います。現実としては、正味重量だけを気にするわけではなく、品位を含めての取引となるので、余マスの位置づけは難しいのだろうと思いました。

色々と御意見いただきました。上手く交通整理をすると言っておきながら、なかなか整理するの

が難しいのですが、今日の余マスに関する意見を整理すると、1つは、余マスは必要だけれども誰がどのように負担していくのかということを整理する必要があると思います。次回、また議論していきたいと思います。

加えて、山崎さんから意見の出た、皆掛重量をどう扱うかということは事務局で引き取らせていただきたいと思います。

残りの時間、皆さんに少し御意見をいただきたいのは、今日いただいた御意見を含めて、もう少し現場の関係者の皆さんに実態を教えていただく必要があると思っております。この後の進め方にも関係してきますが、今、出来秋で生産現場は大変お忙しいと思いますので、ちょっと時間をかけたうえで、年内に、我々の方で関係者の皆様にアンケート調査を行いたいと思っております。

今イメージしているのは、生産者、大規模な方もそうですし、また農協の組合員として、あまり規模の大きくない販売農家を含めた生産者の皆さん、登録検査機関でもあるJAさんや卸さん、あるいは集荷業者さん、そして、実需の方、今日お越しにならない業界の方として、実際にお米を最終的に買う側の方のお声も聞いてみる必要があるかなと思います。

余マスなんて全然知らないという方もいらっしゃると思うのですが、そういった方々が、実際に最終的に卸さんなり、大規模農家さんと取引をしていく中で、数量をどう考えて御商売されているのかも含めて、実需者の方にも話を聞いてみたいと思います。

あとは、農協さんでも卸さんでもない検査機関がありますので、そういったところにも聞く必要があると思っています。

まず、余マスをどうやって設定しているのか、余マスに対しての認識、問題と思っているのか思っていないのか、何も考えていないのか、余マスがどうあるべきか、といったことをなるべく簡単にして答えやすい形にして我々からアンケートをかけたいと思っています。

何か、こういう人にはこういうことを聞くと良いというアイディアがあれば、教えていただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

○ 千田氏

ちょっと余マスとは違うのですけれども、私達、お米を精米して消費者ないしは買っていただけのB to Bも含めてですけれど、買っていただく先の意向はものすごく大きいです。

例えば、スーパーに売る時には、センターに納品しますが、センターに納品するとセンターフィーが多いところでは5%～10%取られます。それから伝票代が、一行いくら、という形でとられます。それからリベートです。ある一定の売上以上を達成したらこちらが払うのか、それとも必ず1%払うのかといったものがあります。こうした色々なものをとられるわけです。

これも商慣習だと思うのです。払わなければいけないという法律はないのですけども、ほとんどの量販店との取引はそういう形になります。

センターfeeの内訳をもっと明確に細かく出してくださいと公取も含めて言ったことはありますか、うやむやになってしまいました。

売るための努力は、涙ぐましいものがあると私は理解をしているのです。

だから余マスがどうというわけではないのですが、そのような、商慣習というのは色々な意味で、
売先・得意先との色々な関係で成り立っている中で、余マスがどうあるべきかは、冒頭にお話をした
ように非常にセンシティブな内容ではあるのですが、丁寧に生産者と我々が話し合いをして最終的
的には決めていかなければならない内容です。

先ほど、山崎さんがおっしゃったように、最初から水分率を13.5%に設定したらいいいではないか
という話もあるのですが、そうすると、13.5%に例えれば出来秋に調整したとしたら、米粒の量は増
えてしまうのです。水を売るのではなく、米を売ることになり、粒の量が増えていく、となると容
積重が重くなるわけです。それは本当に生産者にプラスになるのか、どうなのでしょうか。

15%というのは、国際規格から見ても、日本の規格は水分量が十分高いわけですけれども、その
中で欠減する分をどう見るのか、この辺も含めて、大切な議論ではありますけども、お互いが納得
できる最終的な形を揃えていくのが大切です。

鎌倉時代から長い歴史の中で培われた商慣習をどうしていくか、売り手と買い手、特に買い手が
強いと言われている中での在るべき姿をしっかりと考えていかなければならぬのかなど改めて考え
させられました。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございました。

なかなか量販店との取引まで踏み込んだ調査は今回のテーマからは若干遠いですが、まさに広く
商慣習を考えると、米業界にとっては大きな課題だという認識は受け止め、こちらとしても何がで
きるか考えていきたいと思います。

他に余マスに関する調査を行うとしたら、何かございますか。

高木先生、お願いします。

○ 高木氏

当然、考えられていると思いますが、先ほど折笠さんから話があったように価格との関連はある
と思います。

余マスの狭い世界だけではなくて、価格との関係の認識という部分をアンケートに入れる必要が
あると思います。

○ 佐藤農産企画課長

ありがとうございます。

価格との関係ですね。我々も項目として入れ方を含めて考えてみたいと思います。

他にコメントはございますか。

そうしましたら、この後、今日の御意見を踏まえて、まずアンケートの調査の中身について、こ

ちらで案を作り、今日の御出席者の皆様に一度御覧いただき、過不足等も含めて御意見を伺った上で、最終的なものを作つて、近々関係者の方に発出したいと思います。

最終的にはまだ決めておりませんが、我が省では、ホームページを使って、インターネットで広く生産者の皆さん、関係者の皆さんにアンケートをとつたりしておりますので、そういうふたつネット調査などもできるようであれば検討してみたいと思います。こちらは、また御報告させていただければと思います。

最後に、全体を通して御発言したい方いらっしゃいますでしょうか。

山崎さんお願いします。

○ 山崎氏

余マスの部分ではないのですが、先ほど折笠さんからも、お話がありましたが、お米の紙袋は25kgというのもありなのではないかと思います。

○ 折笠氏

何kgでもいいですが、30kgは止めましょうよ。

○ 山崎氏

弊社では600tぐらいの生産量があり、9割はフレコン出荷となっております。残りは紙袋になりますがやはり30kgは非常に重たいです。30kgのお米をJPさんやクロネコヤマトさんで送ろうとしても、今は送れないです。送れるのは25kgまでです。これは労働基準法が何かで定められてしまったからなのでしょうか。

60kgで1俵という換算が昔から年貢の時代からありましたけども、30kgをなくすのではなくて、選択肢の1つとして、宅配便対応の検査袋ができるのは大変ありがたいと思いました。

30kgの単位というものが商慣習になるのか分からぬのですが、折笠さんからそういうふたつ話がありましたので御意見させていただきました。

○ 佐藤農産企画課長

資料1の最後にあるとおり、量目については紙袋であれば30kg又は20kg等ということで、今も20kgの紙袋でも検査は受けられますよね。

○ 上原米麦流通対策室長

今、佐藤課長がおっしゃったとおり、今も20kgの紙袋はあるということですけれども、包装容器の規格についても、検討会の検討項目として扱つてまいりたいと思います。

○ 佐藤農産企画課長

30kg、20kg の紙袋の問題は先ほど御提起いただきましたので、次回以降議論していければと思います。よろしくお願ひします。

このほかに、何かございませんでしょうか。事務局の方からコメントはよろしいですか。

それでは、あつという間に時間が過ぎましたが、皆様お忙しい中、本日は活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

次の開催等につきましては、また追って御連絡させていただきたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、アンケートをまずは行つていき、次の議論にもつなげて行きたいと思っております。

閉会にあたりまして、平形農産部長から御挨拶を申し上げたいと思います。

○ 平形農産部長

皆様、コロナのこういうときに、実際、皆様に集まつていただく会というのは、なかなか省内でもないのですけれども、本日は本当にありがとうございました。

今、農産企画課長からもありましたけれども、本日いただいた意見を反映させながらアンケート調査を行つて、それを踏まえて、また御議論いただきたいと思っています。

余マスは商慣習といいながらも、問題点を今日皆さんに一通り話していただき、非常にクリアになった部分が多かったのではないかと思います。

関係する方々がものすごく多いので、今日の議論を聞いていただきて、それに対して色々な業界の方々から反応があると思いますし、そういったところで当たり前だった余マスの問題をもう1回考えるのが1番のポイントではないかなと思います。

特に引渡しの時期、検査をする時が引渡しの時期ではありますが、検査機関も売ることを考え検査して売るとなると、1年後の価格のことを考えながら、検査をして引き取っていくこともありますし、検査自体の問題もありますけども、それ以降の流通、取引にも関係している部分が入つてくるので、なかなかこの問題は難しく、一筋縄といかない、色々なものが複層的に入っている問題だと分かりました。

この後のアンケートも踏まえながら、皆様には御意見をいただき、そのなかで色々と考えること、分かってくること、できるだけ発信していきたいと思いますので、引き続き御協力をお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

○ 佐藤農産企画課長

それでは、本日の第1回米穀の商慣習に関する意見交換会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

閉会